

購入に関する一般的な条件

1. 解釈

1.1 定義 本規約において、以下の定義が適用されます。

関連会社：直接的または間接的に他の事業体を支配する、支配される、または他の事業体と共通の支配下にある法人を指す。

適用法：両当事者の設立地、第 22.12 条に基づく準拠法および管轄権の選択、引渡場所、または当該国に関連するその他の要素を考慮して随時改正される、あらゆる国のあらゆる法律、規則、規制、法令、拘束力のある決定、または同等のもので、契約のあらゆる側面について適用されるもの。

帳簿および記録：本契約に基づくサプライヤーの履行に関する帳簿、記録、請求書および会計書類。

原因：(i)修正不可能な重大な違反、および/または(ii)他方の当事者から書面で是正を求められてから 30 日以内に修正可能な違反（重大な違反かどうかにかかわらず）を是正しないこと、および/または (iii) 適用法で認められる最大の範囲での支払不能事由、および/または (iv) 30 日以上継続する不可抗力、を意味する。

クライアントマテリアル：クライアントがサプライヤーに提供したすべての材料、機器、工具、図面、仕様書、データ。

クライアント：NATURA &CO の関連会社で、サプライヤーと契約を締結する者。

CoC：NATURA &CO のサプライヤーに対する行動規範で、随時サプライヤーに通知されるもので、本契約の不可欠な部分を構成するもの。

開始日：第 2 条に基づき、契約が両当事者を拘束するようになる日。

契約：お客様が発注し、サプライヤーが受理した、本規約、CoC、および明示的な参照のみによる、仕様書および/または表明書、ならびに該当する場合は DPA を含むすべての注文。

管理：(企業体との関係で)株式の保有またはその議決権の所有によって、かかる企業体の業務が実施、指示または管理される方法を確保する人の権力。

正しい請求書：(i)注文番号、完全な請求先住所、商品またはサービスの説明、単価、数量、適用税、その他の料金、適用法で要求されるその他の参照、および拡張合計を含む請求書、(ii)商品またはサービスをお客様が受領してから 12 か月以内に発行されたもの、(iii)お客様の請求手続き（特定のデジタルアプリケーションのポータル経由での請求書の電子送信を含む場合がある）に従って発行されたものを指す。

国：お客様が登録事務所を置く国。

データ保護法：データ保護に関するすべての適用法、規制、規制要件、実施規範。

納品場所：両当事者が書面で合意した商品及び/又はサービスの納品場所。

DPA：お客様の標準的なデータ保護契約（独自に署名した場合）、またはサプライヤーが確認し同意した補遺（既存の商業契約に付属している場合）、または両当事者間で合意した修正を条件とする当該文書で、個人データの合法的処理に関する当事者それぞれの権利と責任が詳細に規定されているもの。

輸出管理：政府、国際組織、機関および当局によって国内または国際的に課される適用される輸出法、制限、セキュリティ管理および規制。

不可抗力：当事者の合理的な支配を超える状況または事象であって、その性質上、当事者が予見することができず、または予見することができたとしても不可避であり、契約に基づく当該当事者の義務の全部または一部の履行を遅延または不能にする可能性があるものを指す。

商品：契約に定められた商品で、適用される仕様への適合が必要なもの。商品には、市販のソフトウェア（適用法の下でそのように扱われる場合）、およびサービスの提供という文脈でサプライヤーがクライアントに提供する物理的な成果物（オブジェクト）が含まれる。

付帯物：サプライヤーがクライアントの勘定と費用で発注した商品および/またはサービスの全部または一部、および契約の履行を唯一の目的としてクライアントがサプライヤーに提供した物品およびツールで、金型、マトリックス、計画、モックアップ、ソフトウェアのソースコード、文書などが含まれるが、これらに限定されるものではない。

支払不能事由：(i)債務の支払い停止、(ii)債務の支払い不能、(iii)債権者集団交渉、(iv)清算申立、(v)管財人もしくは行政管財人の選任申請、または上記のいずれかに至るまでの準備段階もしくは申請、または適用法に基づく同等の取り決めを意味する。

知的財産権：特許権、著作権、商標権、商号、登録意匠、意匠権、ドメイン名、企業秘密、およびその他の知的財産権を意味し、いずれの場合も登録の有無にかかわらず、これを意味する。

重要な違反：本契約の重要な条項（第 3 条、第 4 条 1 項、第 4 条 2 項、第 9 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条、第 15 条、第 22 条 3 項 (a) を含む）に対する違反を指す（ただし、第 9 条 1 項、第 9 条 3 項、第 9 条 4 項、第 9 条 5 項、第 9 条 6 項、第 14 条、第 15 条、第 22 条 3 項 (a) または時間が重要な場合に時間通りに納入しなかった場合の違反は、重要ではない違反としてみなされる）。

NATURA &CO: NATURA &CO HOLDING S.A.およびそのすべての関連会社

注文：商品および/またはサービスの供給に関するクライアントの注文。

当事者：契約を締結する当事者、すなわちクライアントまたはサプライヤー、および当事者とは、契約を締結するすべての当事者を意味する。

個人データ：データ保護法に定義される、個人（自然人）を直接または間接的に（他のデータと組み合わせ）特定するために使用できるすべてのデータ。

価格：契約に定めるサプライヤーの義務の履行の対価として支払われる合意された価額。

表明：物品またはサービスに関してサプライヤーが行った書面による表明（例：オファーまたは提案文書または同等のもの）。

サービス：サプライヤーが提供し、契約に規定されるサービス。物品の定義に該当しないソフトウェアが含まれる場合がある。

仕様書：物品またはサービスの仕様、説明、要件、またはサンプルとして合意されたもの。

サプライヤー：お客様と契約を締結する個人または会社。

契約期間：契約開始日から契約終了日までの、契約書が効力を有する期間。

終了：(i)契約の履行完了、(ii)契約に定める有効期限（ある場合）、(iii)いずれかの当事者による法的または契約上の解除権の合法的かつ有効な行使、(iv)当事者間の契約終了の合意、(v)その他の法的解除根拠（契約の目的の挫折など）の結果、いかなる法的理由または原因による契約の終了を意味する。

条件：本一般購入条件。

2. 契約の基礎

- 2.1 契約は、第 2.3 条に従って（クライアントからの）注文が（サプライヤーによって）受理されたときに発効します。
- 2.2 本規約は、両当事者が別途書面による合意を締結しない限り、サプライヤーが課す、または組み込もうとする、もしくは取引、慣習、慣行または取引の過程によって暗示されるその他の規約を排除して、契約に適用されるものです。
- 2.3 注文は、本規約および注文で言及された仕様または表明に従って、クライアントがサプライヤーから商品および/またはサービスを購入することを申し出たものとします。注文は、以下のいずれか早い時点で受理されたとみなされるものとします。
 - (a) サプライヤーが注文の書面による承諾を発行した場合。
 - (b) サプライヤーによる、注文の履行に一致する、または履行を約束したことを明確に示唆する行為または言葉。
- 2.4 電子的に交換された文書およびメッセージ（仕様書または表明書を除く）は、両当事者の真意を明確にするために、曖昧な場合に両当事者の間で証拠能力を有するが、それ以外は契約の一部とならないものとします。
- 2.5 クライアントは、本契約に関するいかなる排他性もサプライヤーに付与しないものとします。
- 2.6 本規約と注文書、仕様書、および表記の間に矛盾がある場合、本規約が優先されるものとします。ただし、本規約からの逸脱が明示され、両当事者の正式な署名

者が署名した書式による合意がある場合はこの限りではありません。

3. サプライヤーの一般的義務

- 3.1 本契約期間中、サプライヤーは以下の事項を行うものとします。
 - (a) 契約書に明記され、合意された履行日、納品日、タイムテーブル、またはその他のマイルストーンを遵守すること。
 - (b) 契約に関連するすべての事項でクライアントに協力し、クライアントの合理的な指示のすべてに従う。
 - (c) サプライヤーの義務が契約に従って履行されることを保証するために、法的に可能で、適切な技術と経験を持ち、十分な人数の人員のみを使用すること。
 - (d) 契約上の義務を果たすために必要なすべての機器、工具、車両（個人用保護具または安全装置を含む）およびその他の物品を調達すること。
 - (e) 契約上の義務を履行するために、合理的に入手可能な最良の品質の商品、材料、規格及び技術を使用すること。
 - (f) 必要なすべてのライセンス、許可、認可、同意および許可を取得し、常に維持し、要求に応じてクライアントに関連文書を提供し、製品の安全性に関するすべての適用法を遵守すること。
 - (g) クライアントの施設に適用されるすべての健康と安全に関する規則と規制、およびその他のセキュリティ要件を遵守すること。
 - (h) クライアントに返却されるまで、すべてのクライアントマテリアルを自らのリスクで、良好な状態で安全に保管し、クライアントの書面による指示または承認に従った以外の方法でクライアントマテリアルを処分または使用しないこと。
 - (i) クライアントが事業遂行のために依存しているライセンス、権限、同意または許可を失う可能性がある行動について、そのことを知った上で実施、またはその不履行を行わないこと、またサプライヤーは、クライアントがサプライヤーに依存していることを認めること。
 - (j) サービス提供の目的でクライアントの施設を訪問する際、持続可能性方針に沿ったクライアントが訪問者に使い捨てのプラスチック容器を提供しないことから、従業員が自分の再利用可能なグラスやカップで飲み物を持参するようにすること。
 - (k) クライアントに真実かつ正確な情報を提供すること。
 - (l) サプライヤーが製品安全上の危険または法的要件の違反に気付いた場合は、直ちにクライアントに書面で通知すること。

4. 商品の供給

- 4.1 サプライヤーは、商品について以下のことを保証します。
 - (a) 仕様、表明、および契約に従っていること。
 - (b) 満足のいく品質であり、サプライヤーが提示した、またはクライアントがサプライヤーに知らせた目的に対して、明示的または黙示的に法律に適合していること。この点で、クライアントはサプライヤーの技術と判断に依存するものとする。

- (c) 設計、材料、製造上の欠陥がなく、納品後少なくとも 12 ヶ月間、または適用法、製造者またはサプライヤーの保証に規定される可能性があるような長い期間、そのように維持されること;および
 - (d) 当該商品の製造、表示、包装、保管、取扱および配送に関するすべての適用法上の要件を遵守すること。
 - (e) 第三者の知的財産権を侵害しないこと。
- 4.2 サプライヤーはさらに、商品のクライアントへの譲渡時に、サプライヤーがそれに対して良好な権原を有し、当該商品のクライアントへの譲渡は、あらゆる性質の第三者のすべての先取特権、請求、担保、債務および権利から自由かつ明確にクライアントにその権原を伝えるものであることを保証するものとします。
- 4.3 サプライヤーは、監査時 (22.1 条項の下で) またはクライアントから要求されたときに、供給されたすべての物品のトレーサビリティと同様に、それぞれのサプライヤーの監査報告書を通知します。
- 4.4 サプライヤーは、商品がクライアントによって設計または開発され、サプライヤーが契約製造のみを行い、サプライヤーが特定の材料の使用に関するクライアントの書面による指示に従う場合、4.1(c)(設計上の欠陥に関する限り) および 4.1(e)(クライアントが生成した知的財産権に関する限り) 条項に基づく保証の違反に対して責任を負わないものとします。ただし、サプライヤーは、仕様、クライアントの指示またはクライアントが生成した知的財産権に関する問題または懸念を遅滞なくクライアントに通知するものとします。
- 5. 商品の引渡し**
- 5.1 サプライヤーは、物品を供給する場合、以下を確実に行うものとします。
- (a) 商品は、契約の詳細な規定に従って、時間通りに (クライアントの通常の営業時間内に) 完全に納品され、契約に別途規定がない限り、納品時間が厳守されること。
 - (b) 物品が適切に梱包され、それらが良好な状態で目的地に到達できるような方法で固定されていること。
 - (c) 商品の各配送には、注文日、注文番号 (ある場合)、商品の種類と数量 (該当する場合、商品のコード番号を含む)、特別な保管方法 (ある場合)、商品が分割払いである場合は残りの商品の残額が記載された納品書が添付されていること。
 - (d) サプライヤーがクライアントに商品の梱包材を返却するよう要求する場合、その事実を納品書に明記すること。かかる梱包材は、サプライヤーの費用負担でのみサプライヤーに返却されるものとする。
 - (e) クライアントが契約の不履行により商品の返品を決定した場合、返品のための物流費用はサプライヤーの負担とし、クライアントには代金および初回配送料 (代替配送が合意された場合を除く) を全額返金すること。
- 5.2 商品の引渡しは、引渡場所での商品の荷下ろし完了をもって完了するものとします。
- 5.3 サプライヤーが
- (a) 納品した商品が注文数量の 85%未満であった場合、クライアントは商品を拒否することができます。
- (b) 注文された商品の数量を超えて納品された場合、クライアントは独自の判断で超過分の商品を拒否することができ、拒否された商品はサプライヤーのリスクと費用で返品可能でなければなりません。サプライヤーが注文した商品の数量より多いまたは少ない商品を納品し、クライアントがその納品を受け入れた場合、商品の請求書に比例した調整が行われるものとします。
 - (c) 仕様、および/または契約に準拠していない物品を提供した場合、クライアントは、その単独の裁量によりかかる物品を拒否することができ、それによってサプライヤーは、サプライヤーの費用で遅滞なく、拒否された物品を交換するための責任を負うこととなります。
- 5.4 注文が分割払いによる商品の納入のためであり、かかる納入の期限遵守が必須である場合、サプライヤーが 1 つ以上の分割払いを納入できない場合、クライアントは注文と関連する契約を終了または停止することができます。
- 5.5 適用法の下で物品を回収する義務を生じさせる可能性のあるものがある場合、サプライヤーは以下を行います。(i) 関連情報を速やかにクライアントに通知し、(ii) クライアントと完全に協力し、(iii) 法的に強制されない限り、クライアントの同意なしに関連する声明を公表せず、許容される場合はクライアントの合意の上でこれを行い、(iv) 適用法によってサプライヤーに義務付けられる可能性のある、すべての必要な修正または手続き上の行動を取ります。
- 6. サービスの提供**
- 6.1 サプライヤーは、本サービスを提供する場合、以下のことを保証するものとします。
- (a) 合理的な注意と技術をもって、類似のサービスに関する業界の最良の商慣習および基準に従って、本サービスを実施すること。
 - (b) サービスが契約に準拠していること;
 - (c) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害しないこと。
 - (d) クライアントから要求された場合、実施された活動と達成された結果を詳述したサービスのフォローアップレポートを送付すること。
 - (e) サービス提供の不備や活動中に発見されたパフォーマンスに影響を与える障害について、直ちにクライアントに書面で通知すること、および
 - (f) 欠陥または不正確なサービスまたは手順、または仕様書および/または契約の規定に反して実行された活動を、クライアントが示した期間内に、その費用で修正すること。この規定に従わない場合、クライアントは、と、第三者による修正の直接手配やサプライヤーへの費用の転嫁を含む、必要な措置を採用することができる。
- 7. 検査**
- 7.1 クライアントは、商品および/またはサービスの引渡し/完了前にいつでも検査および試験を行う権利を有するものとします。
- (a) かかる検査または試験の後、クライアントが商品またはサービスが契約要件に適合していないことを立

証する場合、クライアントは、本契約に基づくサプライヤーの義務に沿って、確実に遵守するために必要な是正措置を速やかに講じる必要性をサプライヤーに通知するものとします。

- (b) かかる検査または試験にかかわらず、サプライヤーは、商品および/またはサービスに対する全責任を負うものとし、かかる検査または試験は、契約に基づくサプライヤーの義務を軽減またはその他の形で影響しないものとし、クライアントは、サプライヤーが是正措置を実施した後にさらなる検査および試験を実施する権利を有するものとします。

8. 所有権およびリスク

- 8.1 商品の所有権および危険負担は、商品の引渡しと同時にサプライヤーからクライアントに移転するものとします。
- 8.2 付帯設備は、クライアントの独占的な財産であり、契約完了のためにのみサプライヤーによって使用されるものとします。かかる付帯物の保管と維持は、サプライヤーが自らの費用とリスクで提供するものとします。サプライヤーは、必要な保険に加入し、その証拠を提供するものとします。サプライヤーは、クライアントの最初の要求があれば、かかる付帯物を良好な状態で返却し、クライアントの同意なしにそのコピーを保持しないものとします。
- 8.3 サプライヤーは、知的財産権を含む第三者が所有するあらゆる財産権の取得に個人的に責任を負い、かかる取得が契約に必要な場合、それに関するあらゆる請求に責任を負うものとします。

9. 遵守事項

- 9.1 サプライヤーは、(i)すべての適用法、特に腐敗防止、マネーロンダリング防止、独占禁止法、入札、人権、労働権、現代奴隷、児童および青少年の権利保護、および(ii)CoCを遵守するものとします。
- 9.2 また、サプライヤーは、以下を約束します。(i) CoCに関してクライアントが開催するワークショップやトレーニングに参加すること、(ii) 契約の目的の達成に直接的または間接的に関与する代表者、従業員、サプライヤー、下請業者およびその他の代理人に CoC を伝え、その遵守を確保すること、(iii) いかなる場合も奴隷労働や強制労働を行わないこと、(iv) 児童労働排除、平等、反差別、組合活動の自由に関わる国際労働機関の条約に準拠することとします。
- 9.3 サプライヤーは、(i)いかなる経済制裁（国連安全保障理事会、EU、米国、ブラジル、またはその他の主権国家政府による）の対象でもなく、(ii)知る限りにおいて、当該経済制裁の対象となる人物に支配または受益的に所有されていないこと、(iii) 当該経済制裁法違反の疑いで当局からいかなる手続きまたは調査を受けていないこと、および(iv) 適用の経済制裁法を遵守することを保証するものとします。
- 9.4 サプライヤーは、サプライヤーまたはそのサプライヤーもしくは下請け業者によって製造および/または開発された商品（完成品）または原材料が、クルーエルティフリーインターナショナルの定める規則に従い、動物実験が行われていないことを保証するものとしま

す。サプライヤーによる本条項の違反があった場合、クライアントは商品を返却し、取引を停止し、即時に契約を終了することができます。

- 9.5 両当事者は、生物多様性に関する適用法（アクセスと利益配分）、国の環境政策および環境規則を遵守し、環境に損害を与える可能性がある、または生物多様性への違法なアクセスに相当するあらゆる活動に対するすべての責任を負うものとします。
- 9.6 クライアントとサプライヤーは、それぞれ輸出管理を遵守するものとします。 サプライヤーは、本契約に基づく義務を履行するために、クライアントの技術または材料（データを含む）をいかなる国からも輸出する（またはクライアントに輸出を要請する）前に、（クライアントからの協力と援助を得て）以下のことを速やかに行うものとします。(1) 必要なライセンス、同意、認可または承認など、当該技術および資料に適用される輸出規制を特定し、(2) かかる輸出規制をクライアントに通知し、(3) かかる必要なライセンス、同意、認可および承認を取得するか、またはクライアントの要求に応じて、クライアントがかかるライセンス、同意、認可または承認の取得に協力および支援し、かつ(4) 輸出規制に対するクライアントの遵守状況を示すためにクライアントが要求するあらゆる文書を提供するものとします。
- 9.7 サプライヤーは、契約期間中およびその後最低 6 年間（または適用法で定められたそれ以上の期間）、契約に関連して行われたあらゆる取引または事業を明確に反映した完全かつ正確な帳簿と記録を維持し、それらをクライアントの正当な権限を有する代表者が利用できるようにします。
- 9.8 サプライヤーは、本契約（特に本第 9 条）に定められた義務の違反に気付いた場合、またはその疑いがある場合、直ちにクライアントに通知し、調査に全面的に協力し、かかる違反を是正するために合理的に必要なすべての措置を取ることを保証するものとします。

10. クライアントの救済措置

- 10.1 サプライヤーが本契約に基づく義務を遵守しない場合、クライアントは、他の権利または救済手段を制限することなく、以下の権利の 1 つまたは複数を有するものとします。
- (a) サプライヤーが行おうとする本サービスの後続の履行および/または物品の引渡しを拒否すること。
- (b) 代替品および/またはサービスを第三者から得るためにクライアントが負担した費用をサプライヤーから回収すること。
- (c) 違反が是正されるまで支払いを保留すること。
- (d) サプライヤーの期限日非遵守に起因してクライアントが被った追加費用、損失または費用（訴訟費用、罰金または罰則を含む）に対する損害賠償をサプライヤーから（補償ベースで）請求し受領すること。および
- (e) サプライヤーに対し、拒絶された商品および/またはサービスをそれぞれ修理、交換または再実施するよう要求すること、または拒絶された商品および/またはサービスの価格（支払われた場合）ならびに

クライアントの追加料金の全額を払い戻すことを要求すること。

- 10.2 本規約は、サプライヤーが提供する代替または改善されたサービスおよび/または修理または交換された物品に適用されるものとします。
- 10.3 本契約の条項に基づくクライアントの権利は、他の条項または適用法に基づくクライアントの権利および救済措置に追加されるものとします。

11. クライアントの義務

- 11.1 サプライヤーによる商品および/またはサービスの提供の対価として、クライアントは以下を行うものとします。
- (a) 合意価格のうち争いのない金額を、第 12 条に従ってサプライヤーが書面で指名した銀行口座に支払うこと。
- (b) 本サービスを提供する目的で、合理的な時間におけるクライアントの施設へのアクセスをサプライヤーに提供すること。および
- (c) サプライヤーが契約上の義務を果たすために合理的に要求し、クライアントがその目的のために合理的に必要と考えられる情報を提供すること。

12. 料金および支払い

- 12.1 クライアントがサプライヤーに支払うべき価格は、以下の通りとします。
- (a) 期間中固定されたもの。
- (b) 原材料、部品、労働力、サプライヤーの利益、税金、包装、保険、運送、または契約に関連するサプライヤーの活動に関連するその他の費用を含む。書面による合意がない限り、追加料金は発生しないものとする。
- (c) (i) 満足のいく商品またはサービスの受領、または(ii) 正しい請求書を受領した月の末日のいずれか遅い方から 90 日以内（または別途合意した、もしくは法的義務のあるその他の期間）に支払うものとする。
- 12.2 サプライヤーは、商品の納品またはサービスの完了後、いつでもクライアントに請求書を発行するものとします。
- 12.3 請求金額の一部が真正かつ誠実に争われた場合、クライアントは争議金額の満期を停止し、裁判にならない場合には 30 日を超えない合理的な期間内に、または裁判所で争議が解決されるまで、争議されていない金額を支払うものとします。
- 12.4 契約の下でクライアントによって支払われるすべての金額は、付加価値税、または GST などの同等の売上税、または適用法の下でクライアントの会計に適用される可能性のある他の適用税を含む見積もりと合意されており、見積もりと合意価格は、契約で特に合意しない限り、クライアントが支払う最終総量です。
- 12.5 各当事者は、契約及び/又は本規約に起因して責任を負うべき税務義務について、その性質及び管轄区域にかかわらず、連帯して責任を負うものとします。法律または行政当局の命令により、クライアントが源泉徴収または納税の責任を負う場合、その性質や管轄区域を問わず、納税不足通知書を通じて、サプライヤーが支払うべき税金を含め、本規約は、要求された税金と

同額でサプライヤーに当該義務を帰属させるものとし

- ます。
- 12.6 サプライヤーは、(i)最低額、(ii)最高額の半額、または現地の適用法で規定または定められた率のうち、最も低い額を超える未解決の延滞金に対して遅延利息を課さないものとします。
- 12.7 支払遅延利息は、本契約または適用法令に基づく他のいかなる罰則とも累積しません。
- 12.8 クライアントからサプライヤーへの価格の支払いは、それ自体ではみなし承諾と解釈されず、サプライヤーの義務を免除するものではありません。

13. 知的財産権

- 13.1 すべてのクライアントマテリアルおよび仕様書の知的財産権は、クライアントの独占的な財産です。別段の合意がない限りサプライヤーは、商品またはサプライヤーがクライアントのために特別に作成した作品、あるいはサプライヤーに代わって契約に従って第三者がクライアントのために特別に作成した作品のすべての知的財産権について、その完全で妨げられない所有権を、現在存在するか将来存在し得る時間、地域またはメディアに関するような、いかなる種類であれ制限なしで使用すべく、完全な権原保証とともにクライアントに譲渡するものとします。サプライヤーは、かかる譲渡を実施または完了するためにクライアントが要求するすべての行為を行い、すべての文書を速やかに実行するものとします（また、商品およびサービスの供給に従事する従業員または第三者がそうするよう斡旋するものとします）。疑問を避けるため、本第 13.1 条は、サプライヤーが「既製品」として販売した商品（すなわち、サプライヤーがクライアントのために特別に開発した商品ではなく、サプライヤーが一般市場に販売した商品）には適用されないものとします。
- 13.2 特に別段の合意がない限り、本規約のいかなる内容も、相手方の知的財産権（会社名、ドメイン名、著作権、設定権、特許権、意匠、営業秘密、相手方が出願または登録した識別標識またはその他の商標など）を使用する権利を当事者に与えるものと解釈してはならないものとします。

14. 守秘義務

- 14.1 当事者（**受領当事者**）は、相手方当事者（**開示当事者**）、その従業員、代理人または下請業者から受領当事者に開示された秘密性のあるすべての技術上または商業上のノウハウ、仕様、発明、プロセスまたはインシナチブ（**秘密情報**）、および受領当事者が入手することができる開示当事者の事業またはその製品もしくはサービスに関するその他の秘密情報を、部外秘で保管するものとします。受領当事者は、かかる秘密情報の開示を、契約に基づく受領当事者の義務を履行する目的で知る必要のある従業員、代理人または下請業者に限定するものとし、かかる従業員、代理人または下請業者が受領当事者を拘束する義務と同等の守秘義務を負うことを確保するものとします。
- 14.2 秘密情報には、以下の情報は含まれません。(a) 受領当事者によるその旨の違反がなく、一般公衆に知られているか、または一般に入手可能であること (b) 開示時に

非機密情報として受領当事者に知られていること (c) 受領当事者が合法的に、独自に、非機密情報として開示したもの、またはかかる開示をする権利を有する第三者から入手したもの。(d) 公開を明示的な目的として開示当事者により書面で開示されたもの (e) いずれかの当事者が行った違法行為を示唆する活動に関するもので、相手方当事者が認識するもの。

14.3 当事者間で別途秘密保持契約が締結されている場合は、当該契約が本条項に優先するものとします。

15. 個人情報の保護

15.1 本契約に基づき、いずれかの当事者によって個人データの処理が行われる場合、当事者は、適用されるすべてのデータ保護法および DPA を遵守するものとします。

16. 補償

16.1 本規約の他のいかなる内容にもかかわらず、サプライヤーは、以下の結果または関連するすべての費用、経費、損害および損失（直接または間接を問わず）に対して、クライアントを完全に免責するものとします。

(a) 商品の製造、供給、使用、またはサービスの受領、使用、供給に起因する、または関連する、第三者の知的財産権、イメージまたは人格権の実際の、または主張された侵害に対するクライアントに対するあらゆる請求。

(b) サプライヤーによる第 3～9 条、第 12.5 条、第 13～15 条および/または第 22.8 条に対する違反、および。

(c) 商品またはサービスに起因する健康被害に関して提起された、消費者団体による消費者請求、請求、または管轄当局による請求もしくは規制措置。

17. 賠償責任

17.1 (i) 過失に起因する死亡、人身傷害、財産への損害、(ii) 不正な不当表示、(iii) 故意の不法行為、(iv) 重大な過失、または (v) 適用法によって責任の排除、制限または修正が禁止されている損失に対するいずれかの当事者の責任（直接または間接を問わず）を制限または排除するものではないものとします。

17.2 いかなる場合も、第 5.5 条に記載された製品回収の事態に基づくサプライヤーの責任、または第 16 条に記載されたサプライヤーの責任を制限または排除するものではありません。

18. 保険について

18.1 契約期間中およびその後合理的な期間、サプライヤーは、契約に基づいて、または契約に関連して発生し得る責任をカバーするために、職業賠償保険、製造物責任保険、公的責任保険などの適切な保険を、適切な保険会社で有効に維持するものとし、クライアントの要求に応じて、保険の詳細を示す保険証書と各保険に関する当年度保険料の領収書の両方を提出するものとします。

19. 契約期間

19.1 契約は、第 20 条に従って終了するまで、または注文がその条件に従って履行されるまで、履行が以下の一定

期間にわたって行われるかどうかにかかわらず、有効です。

- (a) 非常に限定された期間（例：「店頭」での購入）、または
- (b) より長い期間（例：特定または不特定の長い期間にわたって徐々に履行される）。

20. 解約

20.1 原因がある場合：他の権利または救済手段を制限することなく、いずれかの当事者は、他方当事者に書面で通知することにより、本契約を理由によって直ちに終了させることができます。

20.2 原因がない場合：第 19.1(b)条の場合において、契約期間が本契約に記載された通知期間より長いときは、他の権利または救済手段を制限することなく、本契約は解除されるものとします。

(a) クライアントは、第 21.2 条に従い、いつでも 30 日前に書面で通知することにより、理由なく、またサプライヤーにさらなる義務を負わせることなく、契約（またはその一部）を終了させることができる。

(b) サプライヤーは、クライアントに 3 ヶ月前に書面で通知することにより、理由なく契約を終了することができ、サプライヤーは、終了後の期間をカバーするすべての前払い金を、5 暦日以内にクライアントに払い戻すものとする。

21. 解約の結果

21.1 理由の如何を問わず、契約またはその一部が終了した場合。

(a) サプライヤーは、直ちにすべてのクライアントの資材を返却するものとする。サプライヤーがこれを怠った場合、クライアントは、他の権利または救済手段を制限することなく、適用法に従って、サプライヤーの施設に立ち入り、これらを所有することができるものとする。それらが返却または引き渡されるまで、サプライヤーはそれらの安全な保管に単独で責任を負うものとし、契約に関連しないいかなる目的にもそれらを使用しないものとする。

(b) サプライヤーは、クライアントの知的財産権を有する商品（不合格品を含む）を、クライアントの書面による同意を得ずに、クライアント以外の者に販売または処分したり、販売または処分を許可したりしないものとする。

(c) サプライヤーは、商品の処分方法についてクライアントから与えられたすべての合理的な指示に従わなければならない。

(d) 終了時に発生した両当事者の権利と救済措置は、終了日以前に存在した契約違反に関する損害賠償請求権を含め、影響を受けないものとする。および

(e) 明示的または黙示的に終了後も効力を有する条項（第 14 条、第 16 条、第 17 条 および第 18 条を含む）は、完全に効力を有し続けるものとする。

21.2 第 20.2(a)条の規定による解除の場合、クライアントは、未完成の商品またはサービス（仕掛品）に関連する経費を、クライアントへの引渡し時にサプライヤーに支払うものとする。

22. 一般事項

22.1 **監査**：サプライヤーは、要求に応じて、サプライヤー（または下請け業者がある場合はその業者）の財務の健全性、およびサプライヤー（または下請け業者がある場合はその業者）の CoC を含む契約上の義務の遵守を証明するために合理的に必要な書籍および記録を、クライアントに送付するものとします。サプライヤーは、サプライヤーの施設および契約活動が実施される場所で監査が行われるように、クライアントが指定または従事する専門家のアクセスをいつでも容易にするものとします。監査は、Coc の遵守に関して、5 日間の事前通知により、または通知なしで（抜き打ち検査）、クライアントから通知された頻度と資格に応じて、定期的実施されます。毎年の社会的／倫理的監査の費用はサプライヤーが負担し、その他の監査費用（抜き打ち検査を含む）は、非準拠が判明した場合を除き、クライアントが負担するものとします。

22.2 **不可抗力**：いずれの当事者も、不可抗力の結果、相手方に対して責任を負わないものとします。

22.3 譲渡と下請け：

(a) サプライヤーは、クライアントの書面による事前の同意なしに、契約に基づくその権利（信用権を含む）または義務のすべてまたは一部を割り当て、譲渡、課金、下請け、その他の方法で取引しないものとします。サプライヤーは、いかなる場合においても、下請け業者の履行に対して完全な責任を負うものとします。

(b) クライアントは、いつでも自由に、サプライヤーの事前承認なしに、本契約に基づく権利のすべてまたは一部を割り当て、譲渡、課金、下請け、またはその他の方法で取引することができ、本契約に基づく義務のすべてまたは一部をその関連会社、第三者または代理人に下請けまたは委任することができるものとします。

22.4 通知：

(a) 本契約に基づき、または本契約に関連して当事者に交付する必要がある通知またはその他の連絡は、書面により、相手方当事者に直接交付するか、または登録事務所（会社の場合）もしくは（その他の場合）主たる事業所にて、配達証明付第一種郵便または商業宅配便で送付するものとします。

(b) 本条は、いかなる法的措置における訴訟手続きまたはその他の文書の送達にも適用されないものとします。本条において、「書面」には電子メールは含まれないものとし、誤解を避けるために、本契約に基づく通知は、電子メールで送信された場合には、有効な送達とはならないものとします。

22.5 権利放棄と累積的救済：

(a) 本契約に基づく権利の放棄は、書面による場合のみ有効であり、その後の違反または不履行の放棄とはみなされないものとします。契約または適用法に基づく権利または救済措置の行使における当事者の不作為または遅延は、当該権利または救済措置の放棄を意味せず、その後の行使を排除または制限するものではありません。

(b) 別段の定めがない限り、本契約に基づき発生する権利は累積的なものであり、適用法令に定める権利を排除するものではありません。

22.6 分離：

(a) 裁判所またはその他の管轄当局が、本契約のいずれかの条項（または条項の一部）が無効、違法または執行不能であると認めた場合、当該条項または条項の一部は、必要な範囲で削除されたものとみなされ、本契約のその他の条項の有効性および執行可能性に影響を及ぼさないものとします。

(b) 本契約の無効、執行不能または違法な規定が、その一部が削除されれば有効、執行可能かつ適法となる場合、当該規定は、適法、有効かつ執行可能にするために必要な最小限の修正を施して適用されるものとします。

22.7 **パートナーシップの不存在**：本契約または本規約のいかなる条項も、両当事者の間でいかなる種類のパートナーシップまたはジョイントベンチャーを構成することを意図するものではなく、またそのようにみなされるものでもなく、いかなる目的においても両当事者を他の当事者の代理人とするものでもありません。いかなる当事者も、いかなる方法によっても、他の当事者の代理人として行動し、または他の当事者を拘束する権限を有しないものとします。

22.8 **雇用の不存在**：サプライヤーは、サービスの履行および商品の供給に使用される人員の唯一の雇用主であり、したがって、クライアントに対する従業員請求権（「従業員請求権」）なしに、契約履行のために任命された従業員、下請業者、代理人またはパートナーに関するすべての労働、民事、税金および社会保障費に責任を負います。サプライヤーは、（第 16 条に従って）従業員請求がクライアントに対して成功裏に裁定された場合であっても、クライアントを完全に補償し、その場合、サプライヤーは、クライアントに対する当該従業員請求に関連する行政手続および労働訴訟から生じる罰金、費用、弁護士費用および行政／手続上の費用に対してもクライアントを補償するものとします。

22.9 **経済的依存の不存在**：サプライヤーは、ここに、完全な事業能力を有し、他社のために商業活動を行うことを宣言します。サプライヤーとクライアントの間に経済的な依存関係は存在しないものとします。

22.10 **第三者**：本契約の当事者でない者は、本契約に基づく、または本契約に関連するいかなる権利も有さないものとします。

22.11 **変更**：追加条件を含む本契約のいかなる変更も、両当事者が書面で合意し署名した場合にのみ拘束力を持つものとします。

22.12 **準拠法および裁判管轄**：本契約、及び本契約に起因し又は本契約の主題若しくは形成に関連して生じる一切の紛争又は請求（契約外の紛争又は請求を含む）は、日本国の法律に準拠するものとし、両当事者は日本国の裁判所の専属管轄権に取消不能の形で服するものとします。

22.13 **権限**：当事者のために、また代表して契約を締結する個人は、契約の条項に従って当該当事者を拘束する権限を有することを保証し、表明します。